

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】令和7年3月28日(2025.3.28)

【公開番号】特開2023-4928(P2023-4928A)

【公開日】令和5年1月17日(2023.1.17)

【年通号数】公開公報(特許)2023-009

【出願番号】特願2022-99511(P2022-99511)

【国際特許分類】

D 0 6 M 1 1 / 7 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

D 0 6 M 2 3 / 1 2 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

D 0 6 M 1 3 / 3 2 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

D 0 6 M 1 3 / 4 6 3 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

D 0 6 M 1 3 / 5 1 3 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

【 F I 】

D 0 6 M 1 1 / 7 8

D 0 6 M 2 3 / 1 2

D 0 6 M 1 3 / 3 2 8

D 0 6 M 1 3 / 4 6 3

D 0 6 M 1 3 / 5 1 3

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月19日(2025.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

下記(A)成分、(B)成分、及び水を含むし、30におけるpHが4.0以下である、繊維製品処理剤組成物。

(A)成分：シリカを含むシェルと該シェルの内部に香料化合物を含むコアとを有するマイクロカプセル。

(B)成分：pH4.0以下でカチオン性を有する界面活性剤。

【請求項2】

(A)成分のメジアン径D<sub>50</sub>が、0.1μm以上50μm以下である請求項1に記載の繊維製品処理剤組成物。

【請求項3】

(A)成分の前記シェルが、アルコキシシランのゾル-ゲル反応を行うことにより形成されてなるシリカを構成成分として含む、請求項1又は2に記載の繊維製品処理剤組成物。

40

【請求項4】

前記アルコキシシランが、テトラエトキシシランである、請求項3に記載の繊維製品処理剤組成物。

【請求項5】

(A)成分が、前記コアを包接する第一シェルと、第一シェルを包接する第二シェルとを有するマイクロカプセルである、請求項1又は2に記載の繊維製品処理剤組成物。

【請求項6】

第一シェルが、20nm以下の平均厚さを有する、請求項5に記載の繊維製品処理剤組

50

成物。

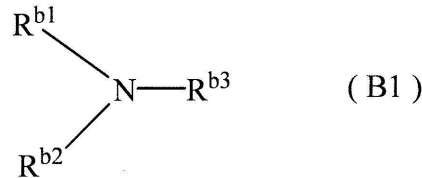
【請求項 7】

第二シエルが、100nm以下の平均厚さを有する、請求項 5 に記載の繊維製品処理剤組成物。

【請求項 8】

(B)成分として、下記一般式(B1)で表される第3級アミン、その酸塩、及び前記アミンの4級化物から選ばれる少なくとも1種の化合物を含有する、請求項 1 又は 2 に記載の繊維製品処理剤組成物。

【化 1】



10

〔式中、 $R^{b1}$ 基は、エステル基、アミド基、及びエーテル基から選ばれる1種以上で分断されていてもよい、総炭素数12以上28以下の炭化水素基であり、 $R^{b2}$ 基及び $R^{b3}$ 基はそれぞれ独立に、 $R^{b1}$ 基、炭素数1以上3以下のアルキル基、炭素数1以上3以下のヒドロキシアルキル基、及び炭素数4以上6以下のヒドロキシアルキルエーテルアルキレン基から選ばれる基である。〕

20

【請求項 9】

pH調整剤として、塩酸、硫酸、硝酸、及びメチル硫酸から選ばれる酸剤を含有する、請求項 1 又は 2 に記載の繊維製品処理剤組成物。

【請求項 10】

更に下記(C)成分を含有する、請求項 1 又は 2 に記載の繊維製品処理剤組成物。

(C)成分：シリカ粒子

30

40

50